平成２４年（フ）第１４４２１号
東京都港区芝１丁目12―８―905
破産者　加藤　真紀
1　決定年月日　平成25年３月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４４４２号
神奈川県鎌倉市岡本１丁目22―12―２―C
破産者　平野　剛宏
1　決定年月日　平成25年３月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４４７４号
千葉県市川市南大野２丁目17―18
破産者　小原澤　孝
1　決定年月日　平成25年３月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２４年（フ）第３８１号
千葉県白井市桜台２丁目３番２棟102号
破産者　中村　哲也
1　破産債権の届出期間　平成25年４月30日まで
2　一般調査期日　平成25年６月19日午前11時
平成25年３月29日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第３８６号
広島市中区舟入本町１番１―909号
破産者　永井満智子
1　破産債権の届出期間　平成25年５月１日まで
2　一般調査期日　平成25年５月20日午前11時30分
平成25年４月１日
広島地方裁判所民事第４部

破産管財人変更

平成２４年（フ）第５０２号
石川県白山市成町441番地７
破産者　小森　健二
破産管財人　敦賀　彰一が辞任したので、次の者を破産管財人に選任した。
新破産管財人　弁護士　安藤　俊文
平成25年４月１日　金沢地方裁判所民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２４年（フ）第１０号
北海道室蘭市中島町３丁目17番８号、開始決定時の住所北海道室蘭市知利別町２丁目26番15号
破産者　佐々木奈美子
異議申述期間　平成25年５月16日まで
平成25年４月１日
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第４８６号
鹿児島県鹿児島市草牟田２丁目38番38号
破産者　富永　　満
異議申述期間　平成25年５月30日まで
平成25年３月29日
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第１４５号
福岡県大牟田市下白川町２丁目２番地１
フェリークⅡ101号、破産手続開始決定時の住所福岡県大牟田市明治町２丁目43番地１
破産者　吉冨　久勝
異議申述期間　平成25年６月３日まで
平成25年４月２日
福岡地方裁判所大牟田支部

特別清算終結

平成２５年（ヒ）第１号
愛知県岡崎市稲熊町字８丁目224番地
清算株式会社　株式会社ユニコム
1　決定年月日　平成25年３月29日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
名古屋地方裁判所岡崎支部

更生手続開始

平成２５年（ミ）第１号
静岡県浜松市中区東伊場１丁目３番１号
更生会社　株式会社聴涛館
代表者代表取締役　佐藤　　勲
1　決定年月日時　平成25年３月29日午後５時
2　主文　株式会社聴涛館について更生手続を開始する。
3　管財人　繁本　武雄
4　更生会社の債務者及び更生会社の財産を所持している者は、更生会社に債務を弁済し、又はその財産を交付してはならない。
5　更生債権又は更生担保権の届出をすべき期間　平成25年５月９日まで
6　更生債権又は更生担保権の一般調査期間　平成25年６月14日から平成25年６月21日まで
7　更生会社並びに届出をした更生債権者等及び株主が更生計画案を提出することができる期間　平成25年７月29日まで
8　管財人が更生計画案を提出すべき期間　平成25年８月５日まで
静岡地方裁判所浜松支部民事部

更生手続終結

平成２０年（ミ）第１３号
東京都中央区日本橋富沢町８番６号
更生会社　山﨑建設株式会社
管財人　野間　一三
1　決定年月日　平成25年３月31日
2　主文　本件更生手続を終結する。
3　理由の要旨　更生計画の定めによって認められた金銭債権総額の３分の２以上が弁済され、更生計画に不履行が生じていない。
東京地方裁判所民事第８部

平成２０年（ミ）第１４号
東京都中央区日本橋富沢町８番６号
更生会社　日本ロックエンジニアリング株式会社
管財人　野間　一三
1　決定年月日　平成25年３月31日
2　主文　本件更生手続を終結する。
3　理由の要旨　更生計画が遂行された。
東京地方裁判所民事第８部

平成２１年（ミ）第２６号
東京都港区高輪３丁目５番23号
更生会社　株式会社ジョイント・コーポレーション
管財人　新保　克芳
同　　石田　昭夫
1　決定年月日　平成25年３月31日
2　主文　本件更生手続を終結する。
3　理由の要旨　更生計画の定めによって認められた金銭債権総額の３分の２以上が弁済され、更生計画に不履行が生じていない。
東京地方裁判所民事第８部

平成２１年（ミ）第２７号
東京都港区高輪３丁目５番23号
更生会社　株式会社ジョイント・レジデンシャル不動産
管財人　新保　克芳
同　　石田　昭夫
1　決定年月日　平成25年３月31日
2　主文　本件更生手続を終結する。
3　理由の要旨　更生計画が遂行されることが確実であると認められる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２１年（ミ）第３２号
香川県高松市藤塚町１丁目11番22号
更生会社　株式会社穴吹工務店
管財人　立山　繁美
1　決定年月日　平成25年３月31日
2　主文　本件更生手続を終結する。
3　理由の要旨　更生計画の定めによって認められた金銭債権総額の３分の２以上が弁済され、更生計画に不履行が生じていない。
東京地方裁判所民事第８部

監督命令

平成２５年（再）第２号
北海道沙流郡日高町字厚賀町67番地
再生債務者　北厚林業株式会社
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　札幌市中央区大通西13丁目　レジディア大通公園３階　坂本・松田法律事務所　弁護士　坂本　泰朗
平成25年３月28日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（再）第３号
千葉県松戸市常盤平６丁目１番地８
再生債務者　医療法人社団ときわ会
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　千葉県市川市市川南１丁目９番23号　京葉住設市川ビル５階　弁護士法人リバーシティ法律事務所　弁護士　宮本　勇人
平成25年３月29日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係